

【資料1－1】

各サービス共通留意事項等について

届出に係る留意事項等について

1. 指定申請等の標準様式等について

令和7年3月31日、障害福祉サービス等事業者が自治体に対して行う指定申請等の手続について、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等(標準様式等)により行うための法令上の措置が講じられました。

和歌山市においても、令和8年4月1日以降の指定申請等については標準様式を使用し、
いただくこととなりますのでご注意ください。

なお、令和8年3月31日までに指定申請等の手続を進める事業所においては、従来の様式を用いた場合でも、改めて標準様式による申請を求めません。

詳細等については、順次、本市ホームページの掲載や各事業者へ電子メールでお知らせします。

【参考】厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/seisansei/youshiki.html

2. 新規指定申請及び事業所の所在地の変更・増設等に関する留意事項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業及び児童福祉法による障害児通所支援事業を和歌山市において実施する場合は、事業所として和歌山市の指定を受ける必要があります。

また、事業所として指定を受けるに当たっては、人員基準とともに設備に関する基準が定められている他に、事業所の建物に関して、建築基準法、都市計画法、消防法その他の関係法令に適合している必要があります。

つきましては、新規指定申請及び事業所の所在地の変更・増設等を行う際は、関係部局と連絡を取っていただき、関連法令への適合確認や必要となった手続き等の完了を申請日までに必ず行ってください。

【主な関係部局】

都市計画法について・・・都市計画課

建築基準法について・・・建築指導課

消防法について・・・事業所所在地を管轄する消防署

※ 事業所の建物が上記法令に適合していることが確認できる書類の提出を求める場合があります。

3. 変更届等の提出について

(1) 変更届出書

指定事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省で定める事項に変更があったときは、変更日から10日以内に障害者支援課へ届け出る必要があります。
※変更内容により算定される単位数が変わる場合は、併せて加算の届出も必要になります。

【届出期限】

変更日から10日以内

※事業所の所在地変更など、軽微な変更ではないものについては、事前に障害者支援課までご相談ください。

※遅れて提出してくる事業所様が多々見受けられます。遅れて提出する場合は遅延理由書も併せて提出頂く場合もありますので、提出期限は厳守ください。

【届出が必要となる事項】

- ・事業所の名称及び所在地
 - ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - ・定款・寄附行為等及び申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る）（定款・寄附行為等は就労継続支援A型事業所のみ）
 - ・事業所の平面図及び設備の概要
 - ・事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
 - ・運営規程
- など

(2) 休・廃止届、再開届

● 休・廃止届

事業の休止又は廃止をしようとするときには、休止又は廃止の日の1か月前まで(※)に障害者支援課へ届け出てください。

※現にサービスを受けている利用者に対する措置等が必要のため

※休止できる最長の期間は、指定の有効期限までです。

● 再開届

休止した事業を再開したときには、再開した日から10日以内に届出をする必要があります。

※再開にあたっては、指定基準を満たしているか等の確認をしますので、事業再開1か月前にご相談ください。

4. 介護給付費等の加算等に係る届出について

※注意：届出の時期により、加算項目等の算定開始時期が変わりますので、ご注意ください。

(1) 「新たに加算等を算定する」又は算定される単位数が「増える」場合

- ①届出が月の15日以前に行われた場合…翌月から算定開始
- ②届出が月の16日以降に行われた場合…翌々月から算定開始
- ③福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合…前々月の末日まで

※報酬改定や前年度実績に基づく加算などを年度当初にさかのぼって算定する場合は例外です。

(2) 加算等の算定される単位数が「減る」又「算定されなくなる」場合

速やかに届け出てください。

届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減る又は算定されなくなった事実が発生した日から算定を行いません。

※特定事業所加算については、事実が発生した日の属する月の翌月の初日から算定を行わないものとします。

5. 情報公表制度について

改正障害者総合支援法等により創設された「障害福祉サービス等情報公表制度」に基づき、平成30年9月末より、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAMNET」上において、「障害福祉サービス等情報検索サイト」を公表しています。

本サイトは、利用者が個々のニーズに応じて、良質なサービスの選択に資するよう、全国の指定障害福祉サービス等事業所の所在地をはじめ、サービス内容、利用料、従事者数などの運営内容を公表していますが、現時点で和歌山市の全ての事業所情報について未だ公表されていない状況です。

未申請、本市からの差戻し等により承認を受けていない事業所につきましては、引き続き事業所情報の公表にご協力をお願いします。

財務諸表や就労支援事業会計書類を公表していない事業所が多いため、公表をお願いします。

なお、事業所情報に変更がない場合でも、毎年度、更新していただく必要があります。

6. メールアドレスの登録・変更について

障害者支援課からの連絡を受けるためのメールアドレスについて、新規に事業所の指定を受けた場合や、連絡先に変更があった場合は、速やかにご登録ください。

QRコード（メールアドレス登録用）



URL <https://logoform.jp/f/cMczv>